

安全報告書

(2010年度)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成しました

岡山航空株式会社

会社の業務内容

当社は航空機使用事業会社であり、航空運送事業(旅客又は貨物の輸送)は行っていません、主として写真撮影、宣伝飛行、操縦訓練、各種調査飛行、受託運航、整備等を行っております。

使用機材

セスナ式172R型 × 1

航空法第111条の6に関する事項(一部)

1. 安全を確保するための事業運営の基本方針。

安全運航を確保するための事業運営の基本方針としては、全社員が「安全第一の意識」を掲げ、安全を最優先する意識を持って事業活動に取り組めます。そのために、社員一人一人が業務に対する自覚と責任を持って行動し、安全運航を追及し継続します。

2. 安全を確保するための重点取り組み目標

1. 各員で安全に対する問題意識をもつとともに、全社員相互の意思疎通を図り、共有の意識をもって業務にあたります。
2. 法令を遵守し、安全運航及び社会モラルを守ります。
3. 不安全要素の探求(把握)と排除をします。
4. チームワークの重要性を認識し人を育てます。
5. 社会へ貢献します。

3. 重点取り組み目標に対する措置

1. 毎朝始業前に全社員集合の朝礼を行い、運航・整備・総務各課における業務情報の伝達、安全情報の交換、問題点の提起、「安全第一の意識」の啓蒙を図っています。その後、各課において詳細な業務情報の伝達、不具合撲滅のための不具合情報の交換と排除措置、ヒューマンエラーへの対応のための、業務における疑問・不安事項の提起、及び

解決策の周知徹底を図っています。また、整備課においては毎終業前に終礼を行い当日に各人が実施した業務を全員に報告すると共に、発生しました疑問点・不安事項・ヒヤリハット等を先送りにすることなく把握し解決しています。

2. 各課において法令の動向に常時注意を図り、変更・改訂が生じた場合には、迅速に社内処置を行い関係各位に周知を図り、安全運航、社会モラルの徹底を行っています。
3. 日常の運航業務に支障がある、又は、支障の恐れのある事例が発見された場合には随時分析・評価し、予防対策等を構築し不安全要素の排除に努めています。
4. 社員一人一人が業務に対する自覚と責務を持って行動することが安全運航を支える基本的事項と考えているが、会社組織、チームワークで常習的な慣れを防ぎ互いに確認、点検を行い、安全への理念をより認識できるよう人を育てて参ります。
5. 私たち自身が社会に支えられている事を自覚し、営利のみを求めるのではなく、企業活動を通じて地元等社会に貢献してゆくことを目指します。

航空法第111条の4に関する事項

1. 航空機の正常な運航安全上の支障を及ぼす事態(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)の発生状況

昨年2009年及び本年度、今日現在において上記に該当する事例は発生しておりません。

2. 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

2008年6月に(3年に1回)実施された、航空局の安全性確認検査におきましても特に問題となる指摘事項はありませんでした。以後におきましても処分、指導は受けておりません。

次回安全確認検査予定は2011年6月頃予定となっております。

3. 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組の実施状況

航空事故、重大インシデント及びその他安全に係るトラブルは発生しておりません。

4. 2010年度の安全目標

- 1: 全てにおいて安全を最優先させる。
- 2: 些細な不安要素も残さない。不安や疑問等があれば担当者に確認、調べるなどし、必ずクリアにする。
- 3: ミスを隠さない。一人のミスは会社の財産ととらえ、情報の共有化を図り、早期問題解決を目指す。
MISS が重なり進行すると MISSING (安全を見失う) になる。

最後に:

引き続き、全社員が一丸となり、終わり無き安全を確保するため努力してまいります。